

委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウエンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（W e b会議）

- 第5条** 本業務は、W e b会議の対象業務であり、対面による打合せをW e b会議とすることができる。
- 2 W e b会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 W e b会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはW e b会議の実施状況写真を添付するものとする。

（業務の再委託）

- 第6条** 受注者は、共通仕様書に記載されている軽微な業務以外を再委託をする場合は、発注者の承諾を得なけ

ればならない。

- 2 再委託の申出については、次の事項を記載するものとする。
 - ①再委託予定者の住所、名称、氏名
 - ②再委託する業務の内容
 - ③再委託する業務の契約予定金額
 - ④再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由
 - ⑤再委託に係る履行体制に関する書面
 - ⑥その他発注者が必要とする事項
- 3 受注者は、発注者から再委託の承諾が得られたときは、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めるとともに再委託業務に係る契約書、請求書、領収書等の書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底しておくこと。
また、発注者からの求めに応じ、関係書類の写しを提出すること。
- 4 受注者は、承諾された内容に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。

(本業務の特記仕様事項)

第7条 本業務における特記仕様事項は、別紙「要配慮者利用施設における土砂災害避難確保計画作成支援業務特記仕様書」のとおりとする。

要配慮者利用施設における土砂災害避難確保計画作成支援業務特記仕様書

1 目的

令和2年7月豪雨では、要配慮者利用施設において、逃げ遅れにより多くの方が犠牲となつた。

本業務は、「土砂災害警戒区域」に立地する要配慮者利用施設のうち、避難確保計画が未作成である施設を対象に、避難確保計画の作成を支援するものである。

2 業務内容及び実施方法等

(1) 計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握したうえで、業務実施にあたって技術の方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

(2) 資料の収集整理

業務目的の達成に必要となる資料について、収集・整理を行う。

(3) 避難確保計画の作成支援

○県内2市に属し、土砂災害警戒区域内で避難確保計画が作成できていない社会福祉施設（1市について10施設程度を想定）を対象に、避難確保計画作成を支援するための講習会を開催（1市1回の合計2回開催を想定）する。なお、講習会の案内、日程調整、会場準備等は本業務に含まない。

講習会では、国交省作成の「避難確保計画_様式」の作成方法の解説に重点を置いた説明を行うとともに、避難確保計画_様式を用いて施設職員とともに主要な部分の計画を作成する。

ここでいう主要な部分は、様式のうち次の項目とする。

- ①計画の目的
- ②計画の報告
- ③計画の適用範囲
- ④防災体制
- ⑤情報収集・伝達
- ⑥避難誘導
- ⑦避難の確保を図るための施設の整備
- ⑧施設周辺の避難地図

○講習会に参加できなかった施設を個別訪問し、国交省作成の避難確保計画様式をベースに、施設職員とともに計画を作成する。（7施設程度）

(4) 打合せ協議

打合せ協議は、原則として着手時1回、成果納品時1回の2回とする。

(5) 報告書の作成

業務の概要を記した報告書を作成する。

3 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- ・業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
- ・履行期間の変更を行う場合
- ・監督員と受注者が協議し、業務遂行上必要があると認められる場合
- ・委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合

4 その他

- (1) 業務の遂行にあたり、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議により定めるものとする。
- (2) 業務に必要な自動車等は、受注者で用意すること。また、事故のあった場合は、受注者の責任で処理をするものとする。